

供託書

東京都中央區神田区丁目拾壹番地ノ八

供託者 共同石炭礦業株式會社

高知市廿代町二十一番地

代表者 取締役社長 入交太藏

福岡縣嘉瀬郡朝倉町大字才田二六ノ一番地

右代理人 宇佐見敏一

一金 五百九圓八拾八錢也

供託ノ原因タル事項	昭和廿四年年度ニ於ケル採掘權並に鐵礦圖一二七八號鐵礦(日吉炭田)ノ石炭採掘ノ爲ノ保證ニ因リテ生スベキ損害賠償ノ擔保
	鐵礦法第七十四條ノ四
官廳名	福岡石炭局

右供託ス

昭和廿六年 月 日

右

宇佐見敏一

福岡法務局

假綴支局 御中



供託書

東京都中央區神田区丁日輪堂番地ノ八

供託者 共同石炭鐵礦株式會社

高知市丁代町二十一番地

代表者 取締役重入 交本廠

共同石炭鐵礦株式會社 大字才田二六ノ一番地

右代理人

宇佐見 一

一金 貳拾六圓九角七錢也

供託ノ原因タル事

昭和廿四年度ニ於ケル管理費徴収額同第一〇號
鐵道(目野炭礦)ノ石炭採掘ノ為ノ地租ニ因リ
テ取スベキ額寄附金ノ關係

供託スベキ法令ノ條項

礦業法第七十四條ノ四

官廳 共同石炭局

右供託ス

昭和廿六年 月 日

石

宇佐見 一

共同鐵礦局
飯坂支局 御申



昭和廿三年七月廿六日

福岡縣志道郡福岡大字才田二二六ノ一

共同石炭
株式會社
目 官 藏 業 所

福岡石炭局長殿

竊將賠償此金に属する件

本日を以て
貴所賠償此の手当を終りましたので
此證書を御送
付申上ます

以
上

共同石炭株式會社福岡支店

代表取締役 佐々木 健
〒810 福岡市 本町一丁目八番五号

登記簿第五六〇番

登記簿第五六〇番

田 地 其間石炭鑛地株式會社

本 居 東京都中央區麹町壹丁目壹番壹地ノ八

取得役ノ氏名住所

高知市甘代町貳番壹地

人 安 太 藏

小倉市大字早町壹〇番壹地ノ貳

人 安 太 藏

實業ヲ代表スベキ取得役

人 安 太 藏

此抄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作り茲ニ登記簿ト相違ナキコトヲ認識ス

昭和廿二年八月廿五日

東京司法事務局日本獨出張所

司法事務官 蔵之内 祿 平

世 譜

東京都中央區麹町霞丁日清實業地ノ八

供託者 共同石炭礦業株式會社

島田市廿代町二十一番地

代表者 取締役社長 人 安 太 藏

福岡縣糸島郡福高町大字才田二二六ノ一寄地

石代理人 宇 佐 見 敏 一

一 般 四 日 倉 九 國 倉 棧 也

供託ノ原西タル事項	昭和廿二年庚子於タル損益算彙編第一二七八 號圖面（目書表裏）ノ石炭採掘ノ爲ノ債務ニ因 リテ生スベキ田舎地價ノ増減
官 廳 名	領 事 法 第 七 十 四 條 ノ 四 福 岡 石 炭 局

右 供 託 ス

昭和廿三年七月廿六日

石

宇 佐 見 敏 一

福岡司法事務局

裁判出張所 洞 中

昭和廿三年會第一三一號

右日本銀行直轄代辦店ニ於タル司法事務局口頭持込ヘシ

昭和廿三年七月廿六日

福岡司法事務局直轄出張所長 中 野 鶴 一

昭和廿三年七月廿六日

右 受 入 ヲ 證 ス

日本銀行直轄代辦店





昭和廿三年七月廿六日

福州路品樓莊對面大字才田二二六ノ一

共同石炭
日 官 鐵 藥 所

關西石灰局長殿

國費増償此金に充てる件

今日を以て御時限償は此の手頃を終りましたので御此書寫を御送付申上ます

以上

委任狀

宇佐見 藏一

右之者ヲ以テ代理人ト定メ左ノ限額ヲ代理セシム

一 礦業法第七條第四ノ四番第四ノ規定ニ準ル昭和貳拾貳年度分額

再増徴課税徴収此ニ關スル一切ノ行爲

右ノ通り委任ス

昭和廿三年七月廿六日

東京部中央通商町番丁日帝實業地ノ八

井内石炭礦株式會社

取締役社長 入 安 太 藏



登記簿五六〇號

共同石炭礦業株式會社

本店 東京都中央区銀座町壹丁目壹番壹地ノ八

取締役ノ氏名住所

島田市廿代町貳番壹地 人 安 太 藏

小倉市大字堀町壹〇番壹地ノ貳 人 安 太 兵 衛

會社ヲ代表スベキ取締役 人 安 太 兵 衛

此抄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作り茲ニ登記簿ト相違ナキコトヲ認メス

昭和廿二年八月廿五日

東京司法事務司日本橋出張所

司法事務司 藏之内 林 平

山内信

委任狀

字位 見 敷 一

右之者ヲ以テ代理人ト定メ左ノ権限ヲ代理セシム

一 銀業法第七拾四條ノ四第壹項ノ規定ニ據ル昭和貳拾貳年度分續管

賠償擔保金供託ニ關スル一切ノ行爲

右ノ通り委任ス

昭和廿三年 七月 十六日

東京都中央区區邊町壹丁目拾壹番地ノ内

共同石炭礦業株式會社

取締役兼 入 交 太 藏



登記簿抄本

登記簿是尾三六〇號

商號 共同商業館株式會社

本店 東京都中央区築町三丁目尾尾番地八

取締役 尾名佳新

高知市廿四丁尾尾番地

入交太藏

小倉市金堀町尾尾番地并

倉社ヲ代表スル取締役

入交太藏

入交太安衛

此抄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作シ茲ニ登記簿ト相違ナシト認メ

昭和十一年八月廿五日

東京司法事務局 日本橋出張所

司法事務官 藏之内 林平

供 託 書

東京都中央区新町丁目給受寄地ノ八

供託書 共有財産管理株式會社

高知市廿一代町二十一番地

代表者 取締役社長 人 安 太 藏

福岡縣福岡市東區大字才田二二六ノ一番地

右代理人 宇 佐 見 敏 一

一 金 四日九圓拾壹圓也

供託ノ原因タル事項	昭和廿二年庚ニ於タル福岡縣福岡市第一二七八番地 (日百葉圖)ノ石炭採掘ノ為ノ須部ニ因リテ生スベキ 損害賠償ノ償額
供託スヘキ供金ノ額	福岡法第七十四條ノ例
官 廳 名	福岡市裁判所

右 供 託 文

昭和廿三年七月十六日

右

宇 佐 見 敏 一



福岡市法律事務所

福岡市東區新 興 甲

昭和 年 金 年

豐

福岡市法律事務所 代表取締役 中野 浩一

昭和廿三年七月廿六日

福岡市法律事務所 代表取締役 中野 浩一

中野 浩一

供 託 書

東京都中央區清町壹丁目拾壹番地ノ八

供託者 共同石炭鐵業株式會社

高知市廿代町貳拾壹番地

代表者 取締役社長 入 交 太 藏

總同區番務部清町大字才田二二六ノ一番地

右代理人 宇 佐 見 敏 一

一金貳拾六圓九拾七錢也

供託ノ原因タル事項	昭和廿四年度ニ於ケル費用増減帳簿同第一〇號 鐵道(日本鐵道)ノ石炭採掘ノ爲ノ増進ニ因リ テ生スベキ損害賠償ノ擔保
供託スベキ現金ノ總額	圓壹拾第七十四兩ノ四
官 廳 名	共同石炭局

右 供 託 ス

昭和廿六年 月 日

右

宇 佐 見 敏 一

共同法務局

飯塚支局 御 中

昭和廿六年金第二八號



右日本銀行飯塚代理店に於ける法務局口座に御払べし

昭和廿六年壹月廿日

福岡法務局飯塚支局長

昭和廿六年壹月廿貳日
右受人ヲ證ス

日本銀行飯塚代理店

供 託

東京都中央区湊町登了目拾壹番地ノ八

供託者 共同石炭鐵礦株式會社

高知市廿代町貳拾壹番地

代受者 取締役重長 入 交 太 藏

福岡縣喜望郡稻垣町大字才田二二六ノ一番地

右代理人 宇佐見 敏 一

一金五百九圓八兩八錢也

供託ノ原因タル事項	昭和廿四年度ニ於ケル採掘權並餘額圖一二七八號圖區(日吉鉄礦)ノ石炭採掘ノ爲ノ相懸ニ因リテ生スベキ損害賠償ノ圖録
供託スベキ法令ノ事項	礦業法第七十四條ノ四
官 廳 名	福岡石炭局

右 供 託 ス

昭和廿六年 月 日

右

宇 佐 見 敏 一

福岡法務局

飯 塚 支 局 御 中

昭和廿六年金第二七號

右日本銀行假銀代廻店に於ける法務局口座に納込ベシ

昭和廿六年 壹月 廿日

福岡法務局假銀支局長

昭和廿六年 壹月 廿貳日

右受入ヲ體ス

日本銀行假銀代廻店



福岡縣嘉穂郡稲築町大字才田本谷三二六ノ一

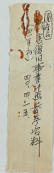
(稲築局區内)

共同石炭
鑛業株式会社

日吉鑛業所

電話 (稲築四三〇番)
天限一一番

昭和
年
月
日

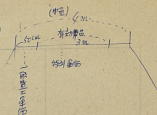


期 間	通商産業局長	信託賠償基金	徴収権または租税債権
(横立ての通知)			
(イ) 当該年度開始の際(又は 前年度は3月31日) 現に徴収権の存在をしました は認可を受けているもの の横立て	税理 第2条第1項第2号	徴収賠償基金の金 に200万円未満の徴収 通知 附則 第2条 次期行(3月31日)期	当該年度の 3月31日までに 徴収の事実 が明らかでない 3月31日までに
(ロ) 当該年度の4月1日(当該行 正年度3月31日)以後に			
① 徴収権の存在をしました認可 を受けたものの横立て	税理 第2条第1項第2号	徴収賠償基金と金 に200万円未満の徴収 通知	徴収の日から起算して2 月を経過する日までに
② 徴収権の移転を受けたもの の横立て	税理 第2条第3号	同 上	移転の日から起算して2 月を経過する日までに
③ 租税債権の賦課を受けたもの の横立て	同 上	同 上	賦課の日から起算して2 月を経過する日までに
(ハ) 租税債権の租税債権の消滅 のときの横立て(徴収額の減少)			
租税債権の消滅に係る租税債 権の徴収権の消滅通知の 受けた租税債権の租税債権であ った租税債権の消滅に係る横 立て	税理 第2条第2項 附則 第2条	徴収賠償基金の金 に200万円未満の徴収 通知 次期行(3月31日)期	当該の日から起算して2 月を経過する日までに
	すみやかに通知 (税理第2条第1項)		
(横立て)			
通知を受けたものの横立て	通商産業局長の通知が受 けられた日の翌日から起算して 2月を経過する日までに横 立て	税理 第2条第3号	

区 目	区 介	調査結果概要	調査結果概要	調査結果 又は 対応の旨
	の調査結果の4月/日(区長行 政長は5月、7、ノ)以後に ② 調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果 ③ 調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果 ④ 調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果	8/11区(区長行行政長) 調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果 調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果 調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果 調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果		
	(a) 調査結果の4月/日(区長行行政 長は5月、7、ノ)以後に調査 結果の調査結果の調査結果	調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果 調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果	調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果 調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果	調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果 調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果
	(b) 調査結果の4月/日(区長行行政 長は5月、7、ノ)以後に調査 結果の調査結果の調査結果	調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果 調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果	調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果 調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果	調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果 調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果
	(c) 調査結果の4月/日(区長行行政 長は5月、7、ノ)以後に調査 結果の調査結果の調査結果	調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果 調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果	調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果 調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果	調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果 調査結果の調査結果又は調査 結果の調査結果の調査結果

土地改良協会受託料

権限 車	金額	累計 (累進増進)
3000円以下	3/1000	24,000
3000円以上 4000	7/1000	31,000
4000 ~ 5000	4/	37,000
5000 ~ 6000	5/	42,000
6000 ~ 7000	4/	46,000
7000 ~ 8000	3/	55,000
8000 ~ 10000	15/	63,500
10000 以上	1/	



40年償還期限基金借入中心額

借入額 — 上期— 総償還の半額 — 上期口額
下期—

貸付金 (世帯別)

[illegible]

40.3.12 (金) 主若公及作

客観相対距離 4月20日 (4月10日迄迄)

- (1) 近所内選取 38.21 ~ 40.3.3 / (4月10日迄迄) 一年度別 38.21
 干渉度 40.41 ~ 41.3.3 /
 (2) 地下量計算 38.7.1 ~ 41.3.3 / (49.3.3) 1階計算
 (3) 使用量の計算 全工
 (4) 結算 0 差違は (38.3+39.3+40.3) - (38+39) = 40.3

振外周

1. 実地の振算 1. 100円面に入
 2. 干渉の
 3. 物件番号 ... 同一物件に ... 運算 振算使用の消費の材料 ... 大差と全 (計: 使用量面同物件明
 40.5.10迄迄)

振下量

1. 10.10 ~ 15.5分 (成5.5分) 同一振算使用 - 振算使用に ...
 1. 10 ~ 2.10 7 () 同一振算使用
 2. 10 ~ 10 () 振算使用の消費の材料 ... 大差と全
 合計 10.10 ~ 15.5分

他の振算の場合



振算使用の消費の材料 ... 大差と全 (計: 使用量面同物件明
 40.5.10迄迄)

振算使用の消費の材料 ... 大差と全

1. 金銭打 ... 振算使用の消費の材料 ... 大差と全
 2. 振算使用の消費の材料 ... 大差と全
 3. 自己使用 ... 振算使用の消費の材料 ... 大差と全

振算使用

- (1) 3.3.3 振算使用 (2) 4.4.4 振算使用 (3) 4.4.4 振算使用 - 振算使用

振算使用

振算使用 4.4.4 (4.4.4 振算使用) 振算使用 4.4.4
 振算使用 4.4.4 (4.4.4 振算使用)

25

振算使用		振算使用	
20.5.10 ~ 20.5.10	2.0.5.10	20.5.10 ~ 20.5.10	2.0.5.10
15.5.10 ~ 15.5.10	2.0.5.10	15.5.10 ~ 15.5.10	2.0.5.10

振算使用 (4.4.4 振算使用)

10.5.10 ~ 20.5.10 振算使用 ... 振算使用 ... 振算使用

振算使用 (4.4.4 振算使用)

振算使用	振算使用	振算使用
振算使用	振算使用	振算使用
振算使用	振算使用	振算使用



(4.4.4 振算使用)

銘書貼欄帳目全

21.9.1 理生

	伏託金	基金	三井銘山 覆立	合計	備考
利率	1000000 年 25.4% 定期	年 4.45%	年 7.61% 複利 年 7.6% 定期		
始金 770735	299,088 374,265 (114,500) 370,000 117,120 (11,250) 130,000 (1,000) 122,100 383,000 299,088			299,088	21.12.78 50 分 44 厘 仕 込 金 和 銀 2 市 内 103 庄 仕 込 金 234 縣 郵 分
利息 6145	233,010 (1178) (1119) 50 年 4,700 35 年 42,000 14,000 15 年 28,000 92,000 87 年 25,000 47,000 33 年 12,000 15,000 23,000	2,052,000 28 年 2,760,000 10 年 2,51,000 20 年 2,16,000 41 年 12,770,000 204,000 2,052,000	18,890,799 21.3.31 現在 元金 19,22,000 利息 5,65,799 18,890,799	21,175,799	
利息 6073			1945,076 20 年 1,000,000 3 利息 4,16,076	1945,076	
利息 7555		1,277,000 21.4.6. 610,000 金 1 15 年 利息	19,155,000 20 年 16,370,000 47 年 22,000 20 年 1,000,000 20 年 1,000,000 19,155,000	20,432,000	
計	522,088 21.5.28 20 年 (1000) 2,018,000 合計 116 1,277,000 41 年 1,000,000 40 年 1,000,000 41 年 1,000,000	2,329,000	20,835,875	19,155,000 43,851,963	



別=江蘇の和紙衣海蔵¹⁵⁰
佐紀左の和紙海蔵¹⁴⁸⁷⁸⁸
1775年
合計 148,000 円

$$18,890,779 \times 2737 \times \frac{1}{2} = 1392252 \times \frac{1}{2} = 696,126$$

$$= 1945076 \times 2737 \times \frac{1}{2} = 14352 \times \frac{1}{2} = 71676$$

$$20,835,875 \times 2737 \times \frac{1}{2} = 1535600 \times \frac{1}{2} = 767800$$

4/4~9 4880 利息計算

61005 696,126

6873 71676

24 767800



臺灣省銀行金庫

日誌

一、樓主名 三井物產株式會社

一、金額

項目	金額	金額	金額	金額	金額
租界	13,622,000	200,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
1-687-	15,270,000	3,000,000	35,111,400	35,111,400	35,111,400

一、利息

項目	金額	金額	金額	金額	金額
33	600,000	600,000	4,000	4,000	4,000
34	1,400,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
35	2,550,000	5,500,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
36	2,760,000	3,500,000	5,500,000	5,500,000	5,500,000
37	2,760,000	1,000,000	7,700,000	7,700,000	7,700,000
38	2,760,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

一、利息

4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

19,380,606 x 797
x 100 = 19,380,606
x 100 = 19,380,606
= 714,157



山形県 22 号
昭和29年4月27日

岩手県山形市

山形県 22 号

山形県 22 号

山形県 22 号



山形県 22 号

山形県 22 号

山形県 22 号

山形県 22 号

山形県 22 号

山形県 22 号

山形県 22 号

山形県 22 号

山形県 22 号

山形県 22 号

山形県 22 号

山形県 22 号

山形県 22 号

山形県 22 号



昭和40年3月31日

三井鉱山山形鉱務所

所長 野口 純 智 要

三井物産株式会社

日 吉 敏 彦 所

専断代理人 南 出 興

三井物産株式会社

資料の存に因して因現存調査の調査記録付、感状
の何れに下記により調査結果を呈するものと
致します。

記

1. 昭和39年3月31日現在 三井物産株式会社
2. 昭和40年3月31日現在
3. 昭和39年度中の付録
4. 資料の調査結果の調査結果 (39年度中に送付したもの)

以 上

昭和41年度 筑紫復興事業計画について

共同建設業村会社
日吉館事務所

様式1

昭和41年度 臨時復興計画
記載事項なし

様式2

年度別 災害処理計画

当社 日吉館事務所 築紫乙域は、昭和39年11月22日
三井鉱山株式会社 山野鉱業所より 築紫乙域（受託
祖産権（祖産権第14号））と譲渡した区域である。
該乙域は三井鉱山 山野鉱業 辻館業対策院、古河
館業、下山館業、及当社日吉館所の併設による災害
が競合している。従って災害については、原権者である
三井山野鉱業と代行することとしている。

之が為 加算決定と同時に 筑紫復興基金として
毎月 23万円宛に三井鉱山KKに拠立ている。（通常の
復興は年当初三井の指示に従って別途支払）以上の
如く各社の併設が競合していること、及復興の一切は
三井鉱山KKで代行実施することにした。
又現在当館KKは 緊急標識・欠格標識中である。

がようを現況であること、原権者三井鉱山山野鉱業
所に本件について問合せたところ、該乙域の競合は域内には
この数年本格的な復興計画は樹立していないとのこと
である。従って復興令・災害処理計画に記載する事項なし

但し臨時出資者旧株換止の場合、乙の株式会社は、 $\frac{1}{2}$ の千円としその月額の成立方法に付ては製造協定する。

又物価の著しい変動により製造協定の協定する定額が生じた場合には甲乙改めて協議するものとする。

又臨時出資の保証金は株式会社の出資に依り製造協定が成立した時にこれを解算するものとする。

第10条 乙はその出資にかかる有価証券（*securities*）保証金（*collateral*）の面を甲に明渡すものとする。

又乙は前項の有価証券以外に協定する甲に明渡すものとし、その数量は協定書に付ては甲乙甲、乙協定するものとする。

又製造協定の項目については、甲の若狭支店が製造協定する。

第11条 前条第1項に規定する協定を除き、この協定に依り製造協定につき必要ある場合は、甲の山形製菓所長と、乙との協定において協定協定するものとする。

第12条 乙は組織に關して発生する地元関係問題については、全責任をもつてその解決にあたるものとする。

第13条 乙はこの協定に基く権利利益を甲の放棄した、第三者に譲渡し、若しくはその譲渡の對象としてはならない。

第14条 乙が製造協定の文書、製造製造保証金の設立その他この協定の製造に違反したときは、甲はこの協定を解除することである。

又甲は出資の製造により協定を解除した場合においても、乙に製造協定を請求することができる。

第15条 本協定協定のための甲乙協定に協定する製造協定については協定協定するものとする。

第16条 この協定に規定する事項又は協定のない事項に協定を生じたときは、甲、乙互に責任をもつて協定しその解決に依るものとする。

上記協定の協定として、本協定を協定し、甲、乙協定を協定する。

昭和10年1月10日

東京市中央区日本橋區丁目ノ番地ノ

甲 三井物産株式会社
社長 栗 本 幹

東京市中央区銀座丁目ノ番地ノ

乙 共同右衛門株式会社
社長 入 交 太 郎

英 約 書

三井鉱山株式会社を甲とし、共同石炭鉱業株式会社を乙とし、
乙が甲所有の山形鉱区の一部に租賦権を授與することについて、
次のとおり契約を締結する。

（租賦権）

第1条 甲は乙が甲所有の福岡縣福岡市東區第1セクタ第10地区の
一部賣田と示の区域面積セクタールに賦存する炭層のうち
上二尺層に租賦権を授與することを承諾する。

2 前項の表示賣田については所轄官庁の標正命令によりこれに
多少の異動を生じても甲、乙とも異動のないものとする。

（保固責任）

第2条 乙は田舎租賦権授與承諾區域の内、前項表示區域につい
ては保固責任としてこれを保固しないものとする。

（存続期間）

第3条 第1条の租賦権存続期間は、政令発令の日から昭和14
年11月22日までとする。

2 前項の期間は甲、乙協議の上これを延長することができる。

（租賦料）

第4条 第1条の租賦料は、セクタール平均米とし、乙は甲に租
賦料納付金と同時にこれを交付する。

（事業計画）

第5条 乙は租賦区の採掘については、予め甲に事業計画又は事業
計画を提示し、その承認を得なければならない。

これを変更するときもまた同様とする。

（調査資料の提出）

第6条 甲は乙の租賦区内に立入り、調査その他の調査をなし
又は調査資料の提出を求めることができる。

2 前項の場合においては、乙はこれを承諾し、できる限りの便
宜を与えるものとする。

（調査の停止、修訂）

第7条 乙は租賦区内の採掘により甲の事業に支障を及ぼさない
よう最善の措置を講ずるものとする。

2 万一甲の事業に支障を及ぼした場合は、乙は調査期間の停止
化するものとする。

（調査経費）

第8条 乙は調査期間の保固金として租賦料納付金の月より毎
月2万円をセクタール1万平方メートルに算するまで、甲に費立をされ
なければならない。但し、臨時石炭鉱業復旧法附則の場合、乙の保
立は特及び月別積立金については算定見解する。

第7条 この契約に基づく債目事項につき必要ある場合は、甲の山
野牧原所長と乙との間で、別途協定するものとする。

(権利義務の承継)

第8条 乙はこの契約に基づく権利義務を甲の承継をなし、第三章
に譲渡し若しくは、その信託契約の対象としてはならない。

(契約の解除)

第9条 乙が賦税料の支払、賦税賠償保証金の納立、その他この
契約の規定に違反したときは、甲はこの契約を解除することが
できる。

第10条 甲は前項の規定により契約を解除した場合においても、乙に
出資回復を請求することができる。

第11条 本契約の成立のための申請等に添付する契約前は現金存
在する。

第12条 この契約に抵触する事項又は既成のその事項に抵触を起
したときは、甲、乙共に損害をもつて解除し、その解除になる
ものとする。

上記契約の証として本第12条を作成し、甲、乙各一紙を保有する。

昭和22年7月20日

東京都中央区日本橋区町丁目ノ番地ノ

甲 三井鉱山株式会社

社長 関 木 幹

東京都中央区銀座丁目ノ番地ノ

乙 共同右衛門株式会社

社長 入 文 典

鉱客賠償費用算出総括表

右記	鉱業種別名	住所	産地名	鉱業権の登録番号および所在地
左記	鉱業種別名	住所	産地名	鉱業権の登録番号および所在地

物 件 別	工 事 種 別	区 分	範 疇			積 立 額	備 考
			件 数	数 量	復 旧 費		
土	道	路	m				
	河	川	m				
	橋	梁	m				
	堤	防	m				
	護	岸	m				
	砂	防	m				
	港	湾	m				
	漁	港	m				
	其 他						
	計						
農 地	田		1,000 m ²				
	畑		1,000 m ²				
	小 計						
	溜 池	箇 所					
	水 路	m					
	溝 道	m					
	井 堰	箇 所					
	其 他						
	小 計						
	計						
水 道	上 水 道	m (人)					
	下 水 道	m					
	簡 易 水 道	m (人)					
	井 戸	基					
	計						
鉄 道	国 有 鉄 道	m					
	私 有 鉄 道	m					
学 校	校 舎 講 堂	m ²					
	用 地	m ²					
公 用 ・ 建 公 共 物	計						
	公 用 ・ 公 共 用 地	m ²					
家 屋	計						
	私 有 家 屋	m ² (m ²)					
	用 地	m ²					
	倉 庫 施 設	m ² (m ²)					
其 他	計						
	其 他						
合 計	計						

記載要領

1 鉱業賠償費用算出明細表

総括表は、明細表の鉱業権と物件別に集計して作成するものであり、その記載要領は、明細表の記載要領と同一とする。

2 鉱業賠償費用算出明細表

- 「物件別」には、総括表の土木、学道、水道等の区分を記入すること。
- 「工事種別」には、総括表の道路、河川、上水道、下水道等の区分を記入すること。
- 「名称」には、道路については国道○号、市町村道××線等、上水道については道管線○号上水道、下水道については市町村××下水道、学校については道管線○号高等学、市町村××中学校等のこと。当該鉱業物件の名称を記入すること。
- ただし、農地は、地区名（その地区の今または大字の名称）を記入すること。
- 「番号」には、工事種別に1連番を記入すること。
- 「所在地」には、被災地区の所在地を大字の名称まで記入すること。
- 「数量」には、損害量を記入し、その単位は地区別の表示単位（道路については100 m、耕地については1000 m²等）とする。

3 記載注意

- 「耕地」は、用水設備による灌漑を1件とする。
- 「私有家屋」は、工事単位別に1件とする。
- 記入単位未満のものおよび復旧費の計算上の端数については、四捨五入すること。
- 「私有家屋」および「農地」の「数量」には、戸数、基数および延坪数（m²）を記入すること。また、戸数を上水道施設によって復旧する場合、その旨を明細表の「備考」に付記すること。
- 農用地施設「その他」は、樋門、堤・排水溝等とする。
- 耕地の復旧ならびに洪水および排水の状況等による被害については、各被災物件の欄に記入し、その旨を明細表の「備考」に付記すること。
- 「その他」には、水利権、漁業権その他施設外物件以外の物件に係る被害について記入し、明細表の「備考」にその内容を付記すること。

事務所
佐賀県



石炭鉱業賠償特等臨時措置法第4条第4項に規定する通商産業大臣の定める基準および第5項に規定する通商産業大臣の定める基準を次のとおり定める。

昭和38年7月5日

通商産業大臣 福田 一

鉱害賠償積立金算定基準

石炭鉱業賠償特等臨時措置法第4条第4項に規定する鉱害賠償積立金の算定の基準および第5項に規定する鉱害賠償積立金の算定の基準は、次のとおりとする。

1 臨時石炭鉱害賠償法（以下「臨時法」という。）が適用される地域において発生し、または発生することが予想される鉱害であつて、農地および農業用施設、公共施設などに被害等を受けるもの（家畜等に係る被害のうち、その被害に被害等の要因を要せず、単なる犠牲者によるものによつて復旧することができるものを除く。）については、その被害を復旧することによつて復旧することとした場合にその被害に係る事業被害または賠償被害が良好なことになる次に掲げる費用の額の合計額の2分の1に相当する額を鉱害賠償積立金として計上するものとする。

(1) 臨時法第11条の規定により算定されるべき補償金の見込額

この場合において、臨時法第12条第2項の規定により算定されるべき額は、前年度の課税9割に相当する額とし、かんがい排水施設の維持管理費の額は設置費および1年分の維持管理費をそれぞれ年償利率分および年平利率分で資本還元した元本額とする。

(2) 臨時法第12条第2項の規定により算定されるべき賦課金

(3) 林業補償費、林業被害料、見舞金、土地改良協会等数科等臨時法に關して適宜一時に支給する必要がある一次の費用の見込額

(4) 農地に係る場合であつて、内閣府通商産業局長が当該事業被害または賠償被害の基金における賠償の実現等を勘案して特に必要と認めるときは、被害が発生し、または発生することが予想される時からその被害の復旧に着手し、またはその被害に対して金額をもつて打ち付けを行なうまでの間における前年の事業補償費の見込額の合計額

2. 施設が適用されない地域において発生し、または発生することが予想される範囲であつて、公共施設および家庭等に属するもの（家庭等に属する範囲のうち、その用途に施設等の設置を要せず、専らな種別並しものによつて識別することができるものを除く。）については (1) に掲げる額の2分の1に相当する額、農地および農用施設に属するものについては林務通商産業局長が当該農業生産または施設設置者の選定における助償の交付等を決定し、特に必要と認められる場合に於ては (1) および (2) に掲げる額の合計額の2分の1に相当する額、その他の場合に於ては (1) に掲げる額の2分の1に相当する額を施設助償基金として計上するものとする。

(1) その被害に係る助償について、その発生する助償を回復するために必要な一切の費用の見込額

(2) その被害が発生し、または発生することが予想される時からその被害の額目に費し、またはその被害に対して金銭をもつて対価賠償を行なうまでの期間における毎年の未償補償費の見込額の合計額

3. 1 および 2 に規定する範囲以外の範囲については、林務通商産業局長がその被害の性質、当該地域における助償交付、当該被害者または施設設置者の選定における助償の交付等助償の交付を考慮して決定するところに依り、(1) または (2) に掲げる額の2分の1に相当する額を施設助償基金として計上するものとする。

(1) その被害を金銭をもつて対価賠償することとした場合に要する金銭の見込額

(2) その被害に係る助償について、その発生する助償を回復する期間において必要な一切の費用の見込額

4. 施設助償基金に計上すべき額の算定の基礎については、別紙「被害算定要領」によるものとする。

日期 年 月 日

新聞自由社印刷部

大田石灰工業株式会社

出炭調査 (鉦巻基本担保資料)

日吉鋳業所

	株 1278号	和 618号	計
289/17	4097.4	7345.4	11422.8
2	3855.4	8114.6	11970
3	4313.4	8568.4	12882.2
4	3501.0	8542.0	12043
5	3323.0	8986.0	12309
6	2965.0	9239.0	12204
合計	22035.0	50795.6	72830.6
	12000	130500	132500
	0.15	2.4	4/10519/5

71
208 522.471 15339.371
3A 46.013 1892.285

168.484 16732.606

1. 租地 120 (40%)
2. 全面 现款 150000
3. 346. 150000

1. 租地 120 (40%)
2. 全面 现款 150000
3. 346. 150000

1. 租地 120 (40%)
2. 全面 现款 150000
3. 346. 150000

1. 租地 120 (40%)
2. 全面 现款 150000
3. 346. 150000

1. 租地 120 (40%)
2. 全面 现款 150000
3. 346. 150000

1. 租地 120 (40%)
2. 全面 现款 150000
3. 346. 150000

1. 租地 120 (40%)
2. 全面 现款 150000
3. 346. 150000

1. 租地 120 (40%)
2. 全面 现款 150000
3. 346. 150000



昭和 年 月 日

専任 課長 伊藤

山崎證券

昭和39年3月31日

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所

鉱業代理人 梅田 義雄 殿

三井鉱山株式会社山崎事務所

所長 野口 博 智



鉱害賠償積立金について

3月31日付算状を以て御申請の根拠の件、下記の通り

御通知申し上げます。

記

1. 昭和39年3月31日現在 鉱害賠償積立金元利合計 ￥1,673,260
 (内訳) 積立金 4,490円 ￥1,339,371
 " 利息 347円 ￥1,392,232
2. 昭和39年3月31日現在 鉱害賠償積立金元利合計 ￥1,938,060
 (内訳) 積立金 4,490円 ￥1,339,372
 " 利息 598円 ￥1,598,264
3. 昭和39年度中の利息額 ￥1,237,000
 (内分) 積立金 4,490円 ￥1,210,011
 " 利息 267円 ￥1,169,879

以 上

三井鉱山株式会社
山崎事務所

昭和40年3月31日

三井鉱山山野鐵礦所

所長 野口 博 智 殿

美岡石炭鉱業株式会社

日 青 飲 藥 所

就樂代理人 梅田 純

飲 害 賠 償 積 立 金 の 件

首領の件に関して国検庁調査の際必要に付、毎年の例の如く下記により開示が限りますようお願い致します。

1. 昭和39年3月31日現在 岐阜建設機立金元利合計額
2. 昭和40年3月31日現在 “
3. 昭和39年度中の利息額
4. 貴社に源泉徴収利息税額 (39年度中に於けるもの)

以上

40 30 N 10 B

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

山事苑第 222 号
昭和 37 年 4 月 30 日

共同石炭日官鐵業所

所長 梅田 義雄 殿

三井鉱山株式会社山野事務所

所長 羽鳥忠久

新書隨筆壇立金について

御申請の登記の件は下記の通りとなつていますので御通知致します。

E

A. 複核登錄 6 / 4 份分

（昭和十一年三月三十一日現在元割合計額） ¥ 11,954,858-

昭和37年3月31日現在 * Ⅹ 15339371-

(7)昭和38年度中の利息額 ￥ 984,313-

4) 源泉徴収利息税額

2. 編組登錄 4 8 7 号分

(7)昭和38年3月31日現在元割合計額 ￥ 949,119-

(2)昭和39年3月31日現在 〃 〃 1,393,235-

(3) 昭和 38 年度中の利息額	¥	89,116-
-------------------	---	---------

伊源廣發源利直段圖

以上

三井物産株式會社
山 野 基 業 所

共

昭和37年3月31日

三井鉱山 山野鉱業所

所長 羽 鳥 忠 久 殿

共興石炭日吉鉱業所

所長 梅 田 義 典



鉱害賠償積立金の件

貴社の件に関して国税庁調査の票必要に付
毎年の例の如く、下記により御連絡願うま
すようお願い致します。

記

- ① 昭和37年3月31日現在 鉱害賠償積立金元利合計額
- ② 昭和37年3月31日現在
- ③ 昭和37年度中の利息額
- ④ 貴社引当源泉徴収利息税額 (37年度中に支払るもの)

以 上

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所

福岡県高田郡高田町日吉
電話 六四一—五 電報 四三〇番

1932.6.6

25 1750/122

1.909.224

臺灣糖業株式會社

日野鐵業所

一、積立金 三井鐵山 山野事務所

一、金 額

積立金	金 額	每月積立	期 間
相第6145	13622000	2000000	344.18~379.98
687	1529000	300000	35.11~40.1

一、積立一覽表

年 度	元 金	利 息	合 計	備 考
當該年度	累計	當該年度	累計	
33	600000	427	600427	
34	2400000	41500	2441500	
35	2550000	341000	2891000	
36	2760000	550000	3310000	
37	2760000	1020000	3780000	
38	2760000	1060000	3820000	

一、利 息

与利783丁76 複利(複利換算)

8.2 x 100

DIRECT COPY SYSTEM

鉦呂矯償預立全施書

日呂銀業所

一、種立先 三月鉦山 山野平務所

一、全 額

金 種	金 額	金 種	金 額	金 種	金 額
租界545	13,622,000	2,000,000	3,000,000	2,000,000	2,000,000
687	15,270,000	3,000,000	35,111,000	1,000,000	1,000,000

一、種立一覽表

月 別	元 金	利 息	合 計	備 考
金 種	金 額	金 額	金 額	
33	600,000	4,207	604,207	
34	2,900,000	108,000	3,008,000	
35	2,550,000	341,000	2,891,000	
36	2,760,000	550,000	3,310,000	
37	2,760,000	799,000	3,559,000	
38	2,760,000	1,080,000	3,840,000	

一、利 息

与利78377毛 複利(他時計算)

200 8~8 100 8
9 12-
25 28-
29 30-

DIRECT COPY SYSTEM

313,000 18,251,000

契 約 書

三井鉱山株式会社を甲とし、共同石炭鉱業株式会社を乙とし、
乙が甲所有の山野鉱区の一部に権益権を設定することについて、
次のとおり契約を締結する。

(権益権)

第1条 甲は乙が甲所有の福岡県探検権登録第13777号鉱区の
一部別図々示の区域面積13300平方メートルに賦存する炭層のうち
上二尺層に権益権を設定することを承諾する。

2 前項の表示面積については所轄官庁の修正命令によりこれに
多少の異動を生じても甲、乙とも異議のないものとする。

(保護炭柱)

第2条 乙は前条権益権設定承諾区域の内、別図黄色区域につい
ては保護炭柱としてこれを掘削しないものとする。

(存続期間)

第3条 第1条の権益権存続期間は、設定登録の日から昭和25
年11月22日までとする。

2 前項の期間は甲、乙協議の上これを延長することができる。

(鉱料)

第4条 第1条の権益料は、金10000千円とし、乙は甲に権
益権設定登録と同時にこれを支払う。

(事業計画)

第5条 乙は権益区の採掘については、予め甲に事業案又は事業
計画を提示し、その承諾を得なければならない。

これを変更するときもまた同様とする。

(調査資料の提出)

第6条 甲は乙の権益区内に立入り、調査その他の調査をなし
又は調査資料の提出を求めることができる。

2 前項の場合においては、乙はこれを承諾し、できる限りの便
宜を与えるものとする。

(損害の防止、処理)

第7条 乙は権益区内の採掘により甲の事業に支障を来さないよ
う最善の処置を講ずるものとする。

2 万一甲の事業に支障を及ぼした場合は、乙は損害賠償の責に
任ずるものとする。

(鉱害賠償)

第8条 乙は鉱害賠償の保証金として権益権設定登録の日より毎
月1万円を金100万円に達するまで、甲に賣立てをされ
なければならない。但し、臨時石炭鉱復旧法廃止の場合は、乙の積
立総額及び月別積立方策については別途協定する。

第7条 この契約に基く細目事項につき必要ある場合は、甲の山
野鉄業所長と乙との間で、別途協定するものとする。

(権利義務の承継)

第8条 乙はこの契約に基く権利義務を甲の承継なしに、第三者
に譲渡し若しくは、その他権利の対象としてはならない。

(契約の解除)

第9条 乙が私飲料の支払、被害賠償保証金の積立、その他のこの
契約の規定に違反したときは、甲はこの契約を解除することが
できる。

又 甲は前項の規定により契約を解除した場合においても、乙に
損害賠償を請求することができる。

第10条 本経営施設のための申請書に添付する契約書は別途作
成する。

第11条 この契約に違反する事項又は規定のない事項に疑義を生
じたときは、甲、乙互に協議をもつて協議し、その解決に当る
ものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲、乙各一通を保有する。

昭和33年7月20日

東京都中央区日本橋室町2丁目ノ番地ノ

甲 三井鉱山株式会社
社長 関 木 静

東京都中央区銀座7丁目ノ番地ノ

乙 共同石油鉱業株式会社
社長 入 交 太 朗

契 約 書

三井鉱山株式会社を甲とし、共同石炭鉱業株式会社を乙とし、乙が甲所有山野鉱区の一部に租鉱権を設定することについて次の通り契約を締結する。

第1条 甲は乙が甲所有の福岡県探鉱登録第1577号鉱区の一部

別図図示の

(1) A区域面積 ≈ 33 アールに賦存する炭層のうち杉谷五尺層および間の三尺層

(2) B区域面積 ≈ 33 アールに賦存する炭層のうち福岡五尺層下二尺層

(3) C区域面積 ≈ 33 アールに賦存する炭層のうち土間八尺層および海軍八尺層に租鉱権を設定することを承諾する。

2前項の表示面積については所轄官庁の修正命令によりこれに多少の異議を出しても甲乙とも異議のないものとする。

第2条 乙は前条租鉱権設定承諾区域の、別図図示の区域の杉谷五尺層、間の三尺層、B区域の福岡五尺層、C区域の下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層およびC区域の全設定炭層については、保護炭権としてこれを保護しないものとする。

第3条 第1条の租鉱権存続期間は、設定登録の日から5年とする。2前項の期間は、甲乙協議の上これを延長することができる。

第4条 第1条の租鉱料は金 ≈ 470 千円也とし、乙は甲に但租鉱権設定登録と同時に金 ≈ 470 千円を支払い

料金 ≈ 2000 千円を租鉱権設定登録の翌日より毎月米均等額を支払い、10ヶ月をもつて完済するものとする。

第5条 乙は租鉱区の採掘については予め甲に地盤案又は事業計画を指示し、その承諾を得なければならない。

これを変更しようとするときもまた同様とする。

第6条 甲は乙の租鉱区採掘について、随時その採掘箇所に入入り測量その他調査をし、又は参考資料の提供を求めることができる。

2前項の場合においては、乙はこれを承諾し、でき得る限りの便宜を与えるものとする。

第7条 乙は坑内水の流入を防止するため甲の指示する箇所に乙の費用で(ダム)を構築するものとする。

2前項の(ダム)構築について乙は一切甲の設計および監督に従うものとする。

第8条 乙は租鉱区の採掘に因り、甲の事業に支障を来さないよう最善の処置を講ずるものとする。

2万一甲の事業に支障を及ぼした場合は乙は損害賠償の責に任ずるものとする。

第9条 乙は鉱務賠償の保証金として租鉱権設定登録の月より毎月200千円を金 ≈ 4422 千円に達するまで、甲に積立てなければならない。

但し臨時石炭被害復旧費阻止の場合は、乙の積立総額は27,000
千円としその月別の積立方法に付ては別途協定する。

2 物価の著しい変動により前項の金額を改訂する必要が生じた場合は
甲乙改めて協議するものとする。

3 第1項の保証金は租炭区の深掘に基く被害の賠償が完全に終了し
たときにこれを解算するものとする。

第10条 乙はその産出にかゝる有価粉炭 (assessable) 保証
10,000トンを甲に売渡すものとする。

2 乙は前項の有価炭以外に陽石を甲に売渡すものとし、その数量価
格については都度甲、乙協議するものとする。

3 売買条件の届日については、甲の岩松支店長と別途協定する。

第11条 前条第1項に規定する場合を除き、この契約に基く届日事項
につき必要ある場合は、甲の山野炭礦所長と、乙との間において別
途協定するものとする。

第12条 乙は租炭区に同じて発生する地元関係問題については、全責
任をもつてその解決にあたるものとする。

第13条 乙はこの契約に基く権利義務を甲の承諾なしに、第三者に譲
渡し、若しくはその総権限の附託としてはならない。

第14条 乙が租炭料の支払、被害賠償保証金の積立その他この契約の
規定に違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。

2 甲は前項の規定により契約を解除した場合においても、乙に損害
賠償を請求することができる。

第15条 本租炭権設定のための申請書に添附する契約書については別
途作成するものとする。

第16条 この契約に規定する事項又は規定のない事項に齟齬を生じた
ときは、甲、乙互に誠意をもつて協議しその解決に当るものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

昭和20年3月28日

東京都中央区日本橋區町2丁目1番地1

甲 三井炭山株式会社
社長 栗 本 幹

東京都中央区銀座7丁目1番地1

乙 共同石炭炭業株式会社
社長 入 交 太 郎

通志卷之五 錢庫新學務課 內山 松崎 敬
(附註書)

金貨貯蓄積金調査

日吉 松東所

一 積立先 三田松山 山崎松東所

一 金額

項目	金額	金額	金額	金額
積立先	12,622,000	1,850,000	3,400,000	1,600,000
合計	15,272,000	3,400,000	3,400,000	1,600,000

一 積立一覧表

項目	金額	金額	金額	金額
33	600,000	420,000	500,000	600,000
34	1,400,000	1,300,000	1,200,000	1,100,000
35	2,500,000	2,400,000	2,300,000	2,200,000
36	2,700,000	2,600,000	2,500,000	2,400,000
37	2,800,000	2,700,000	2,600,000	2,500,000
合計	11,800,000	11,300,000	11,000,000	10,700,000

一 利息計算

年利 7.837% 複利 (相対平均法)

20,613,000 20,600,000 20,587,000 20,574,000

20,561,000 20,548,000 20,535,000 20,522,000

20,510,000 20,497,000 20,484,000 20,471,000

20,460,000 20,447,000 20,434,000 20,421,000

20,410,000 20,397,000 20,384,000 20,371,000

20,400,000 20,387,000 20,374,000 20,361,000

20,390,000 20,377,000 20,364,000 20,351,000

益害賠償積金調査

日吉益害所

一 積立先 三井鉱山 山形益害所

一 全 額

	積 額	毎 月	荷 向
昭和614期	13622500	2500000	34%18~35%18
687	1528600	300000	35%18~36%18

15.151.000

一 積立一覽表

年次別	元 全	利 息	合 計
昭和58	元 計	元 計	元 計
33	600500	4207	
	600500	4207	604707
34	2457500	138132	
	3000000	152469	3152469
35	2150000	841466	
	5550000	503835	6053835
36	2760000	530700	
	3310000	1035599	3343599

一 利息計算

年利 7%377毛 複利 (100%換算)

昭和 年 月 日

昭和製菓株式会社
共同石炭産業株式会社

日吉製菓所

昭和11年 昭和11年 昭和11年

香川県高松市に因りて高松が有る。その高松は昭和11年
昭和11年 昭和11年 昭和11年 (昭和11年)

昭和11年 昭和11年 昭和11年 (昭和11年)

昭和11年 昭和11年 昭和11年 (昭和11年)

昭和11年 昭和11年 昭和11年 (昭和11年)

昭和11年 昭和11年 昭和11年 (昭和11年)

第 38 号 19 日

新田町農業改良会

新田町農業改良会

日吉 益 業 所

最終被害處理費予想 (一部)

種 別	全 額	損 害
田圃被害 津波・暴風 - 概日	60,000	被害田圃面積 24,000
補正	50,000	282畝/15(15年) 25,000
。 雄 性 不 能 日	50,000	25,000 (14,000/15) = 25,000
。 雄 性 日 復 旧	100,000	100,000/15 = 25,000
三 塚 川 浸 漬 (水)	200,000	200,000/15 = 13,333
田 圃 上 浸 漬 (水) 下 浸	500,000	500,000/15 = 33,333
補正	1,000,000	1,000,000/15 = 66,667
田 圃 上 浸 漬 浸 漬	300,000	300,000/15 = 20,000
。 雄 性 不 能 日	300,000	300,000/15 = 20,000
雄 性 不 能 日 直 接 上 部 損 害	500,000	500,000/15 = 33,333
。 雄 性 不 能 日 直 接 上 部 損 害	200,000	200,000/15 = 13,333
三 塚 川 浸 漬 浸 漬 有 限 費	100,000	100,000/15 = 6,667
計 (約 300 万)	2,200,000	2,200,000/15 = 146,667

目 吉 銘 衆 所

20. 4 20 (100%)

35.9.12

通商/鉱害紛争係
内山 技官 殿

信濃県信濃郡信濃町才田二六番地一
共同石炭
信託株式会社 日吉鑛業所
鑛業代理人 梅田 義雄

鉱害賠償基金書類審査の件

首標の件に關して去る九月五日 飯塚石炭事務所にて
貴官の御調査を受けました際 粗鉱区の鉱害賠償は
鉱業所有の三井 飯山 山形 信濃 所へ保証金積立中の
実態を申渡したところ 該契約書の写を提出するよう御
指示がありましたので 茲許 同封致します
よろしく御願ひ申し上げます

言己

1 送附書類 契約書 1部 (粗鉱区614号)

" 1部 (" 687号)

以上

1974年6月 利息 206.40元) 12,302.977元
 利息 22.00元)
 利息 11.91元) 12,302.977元
 利息 309.11元)
 利息 12.00元)
 利息 12.00元) 12,302.977元

9,304,539
 2,780,000
 0 299,455
 12,023,994

証券貯蓄積立金調査

日百証券所

一 積立先 三井物産 山形証券所

一 全額

	額	期	毎	月	期	間
積立614期	13,622,000	100,000	39期10月~29期	22期		
= 6071	1,523,000	30,000	39期10月~40期10月	23期		

一 積立履歴

年次	元 金		利 息		合 計	
年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次
33期	600,000		427			
		600,000		427		600,427
34期	1,000,000		130,000			
		2,000,000		130,000		3,140,000
35期	2,000,000		39,161			
		5,100,000		39,161		6,039,161
36期	4,000,000		530,700			
		9,304,000		1,030,859		9,304,859

37期 2,780,000 1,070,000 779,930
 一 利息計算 1,030,859 12,903,994

年利 7.8317% 複利 (日百証券所)
 2.902% 98 254,711 12,201,1
 29,02% 80 391,690 10,177

27期10月 32,724 27期10月10日



DIRECT COPY SYSTEMS

777,418

山越先第108号

昭和37年2月12日

供出石炭日産量

南越 毎 日 約 五 萬 噸

三井山越炭礦所

南 越 中 心 支 店

紙巻用無硫黄炭について

4月2日付貴状により御商會の御記の件に關し、下記のとおりに御返報申し上げます。

記

1.昭和36年3月31日算紙紙巻用無硫黄炭元付産額

五〇三、三三三、三三四噸

2.昭和37年3月31日算紙紙巻用無硫黄炭元付産額

五九三、四六五、三三三噸

3.指定量6万噸の割当調査（各年別別）

備 註	年 別 割 当			
	33年度	34年度	35年度	36年度
無硫黄炭元付産額	5,237	133,132	34,1266	55,0304

以 上



其

昭和24年2月4日

三井鉱山山形鉱業所

所長 申 村 文 平 殿

共同石炭日吉鉱業所

所長 梅 田 義 雄



鉱害賠償積立金利息の件

首標の件に關して23年11月因越庁調査の原利息計算について貴社へ御問合せ致しましたが、利息の明細について再度督促がありましたので、下記により御連絡賜りますようお願い致します。

記

- 1 昭和24年2月4日現在 鉱害賠償積立金元金元合計額
- 2 昭和23年2月4日現在 鉱害賠償積立金元金元合計額
- 3 積立当初よりの利息計算 (各年度別)

	23年度	24年度	25年度
当該年度発生利息総額			
貸付方法調整利息総額			
差引当社取得利息額			

以 上

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所

〒980 岩手県盛岡市下田
電話 六四一五 電報 四〇〇五

6500. — 605 15

1/14/66

0.0572
0.0561972

第四區農林局第四十四

大同石炭礦株式會社

9175557生福利

日吉紀業所

36.3.21	2.035.825	
36.4	220.000	$6213.825 \times 0.0001217 = 35.070.77$
36.5	270.000	$6293.825 \times \quad = 39.883.19$
6	272.825	$= 31.275.78$
7	285.825	$= 42.708.27$
8	218.825	$44.620.78$
9	241.2825	$45.552.78$
10	264.3825	$46.946.78$
11	287.3825	$48.358.78$
12	210.2825	$49.771.78$
1	453.3.825	$51.183.81$
2	458.3.825	$52.596.21$
3	479.3825	$54.009.78$

35.7.2	600.000	4229	4257	128.132
36.7.2	2450.000	2,000,000		541.466
35.7	2150.000	5,552.000		520.256.022.25
36	2760.000	8210.000		520.218, 104,519
37				9744.539

No. _____
期 地 区 月 日 年

福岡県倉敷市田原町字田
共同石炭試験株式会社

日 吉 鑑 査 所

鑑定時提供金
利息諸元手続

① 供託金利息諸元書 26926660458.5 (2797997~2825246
2026011-12 期582794612~
22918112
清算期数~ 27964212)

② 住居費50元入546 B
法務部 内務省 明治

③ 示時書

1) 要化税(税) A -- A-B 日割pp0 止 (B-B 合付税)

2) 会費要化要時示

3) 印鑑証明書



1542 377.76710

229 449.11
2 252.04

16.01 26.72

26 509.28
26 269.72

32 269.72
27 269.72

全式加数相加

全式加数相加

全式加数相加

全式加数相加

全式加数相加

全式加数相加

全式加数相加

全式加数相加

全式加数相加

全式加数相加

全式加数相加

全式加数相加

全式加数相加

全式加数相加

全式加数相加

全式加数相加

全式加数相加

全式加数相加

全式加数相加

全式加数相加

全式加数相加

B

1000円以上
定期2年4%厚利

借 入 番 号	借 入 金 額	利息請求の有無及び請求するときはその期間	利 息 金 額
1 東京1000金庫594号	44,852	昭和37年4月1日～昭和37年5月1日	2496
+ 31. - 639	27,983	+ 37年4月1日 - 37年5月1日	31436 18,895
+ 32. - 680	13,895	+ 37年4月1日 - 37年5月1日	32 - 18,000
+ 32. - 587	25,000	+ 37年4月1日 - 37年5月1日	32 - 24,000
+ 33. - 590	18,000	+ 37年4月1日 - 37年5月1日	32 51,421
+ 33. - 2023	23,000	+ 37年4月1日 - 37年5月1日	51,421
+ 34. - 2024	20,000	+ 37年4月1日 - 37年5月1日	51,421
+ 34. - 305	47,000	+ 37年4月1日 - 37年5月1日	51,421
+ 35. - 595	42,000	+ 37年4月1日 - 37年5月1日	51,421
+ 36. - 596	14,000	+ 37年4月1日 - 37年5月1日	51,421
+ 36. - 496	25,000	+ 37年4月1日 - 37年5月1日	51,421
+ 37. - 497	42,000	+ 37年4月1日 - 37年5月1日	51,421
	238,250円		

2496

31436

32 - 18,000

32 - 24,000

32 51,421

51,421

51,421

51,421

51,421

51,421

51,421

51,421

51,421

51,421

51,421

51,421

51,421

¥173,205

At 77 (20)
CP00082 (87210154)238717
107

88224/42

第二十四号書式

供託金払渡請求書

元本合計額	供託番号	供託金額	払渡請求の旨	利息金額	利息合計額
1	10-0850	10,000	昭和7.13日 供託金10,000円を 昭和7.13日 供託金10,000円を	0.5.31	
2					
3					
4					
5					
6					
計					

他店又は同庫金銀替を希望するときはその旨

払渡請求事由

- 備考 (1) 被害は被害金を収めし未被害者
(2) 被害者本人
(3) 寄託品
(4) 寄託品
(5) 所収品

上記のとおり請求する。

昭和 年 月 日

請求者氏名住所印 (代理人による請求のときは本人の
印を捺して代理人の氏名住所印)

福岡県会館 飯塚支店

御中

上記払渡を認可する。

昭和 年 月 日

法務局

飯塚事務所

上記の供託金及び供託金利息を受領した。

昭和 年 月 日

受取人氏名印 (代理人より受け取る場合は本人
の印を捺して代理人の氏名住所印)

福岡県会館 飯塚支店 御中

- 記載上の注意 1. 請求者は供託の上記及び受取額を記載すること。ただし金額の欄は空欄を要しない。
2. 請求元本合計額欄には「金、円、角、分」の文字を記して記載すること。
3. 払渡請求の旨は被害者が被害金を収めし未被害者である場合は被害者本人の印を捺して記載すること。
4. 利息請求の旨は被害者が被害金を収めし未被害者である場合は被害者本人の印を捺して記載すること。
5. 払渡請求の事由欄には、被害者、被害者住所、被害者の実情等とその内容を簡明に記し、なお、被害の事柄人であるときはその旨を記載すること。
6. 請求者の場合は、請求書表裏面に「内閣」を記載すること。

印刷番号の号 (印刷用)

委 任 状

昭和27年4月4日

福岡若松市本町4丁目404

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

日吉鉱業所鉱業代理人梅田義雄を以て代理人と定め

下記の権限を代理せしむ

△ 鉱害防止金利息請求並びに受領に関する一切の行為

以上の通り委任する

AKB 12541 BP

第二十八号書式

交付	印	捺	捺	捺	捺
----	---	---	---	---	---

供託金利息請求書

供託番号 昭和 年度金第 号

供託金額 22 年 月 日

上記供託金に対する昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までの利息を請求する。

昭和 年 月 日

請求者氏名住所印 (代理人による請求のときは本人の
印に代りて代理人の氏名住所印)

福岡法務局 飯塚支局 御中

返利息金額

上記の利息の払渡を認可する。

昭和 年 月 日

法務局

法務事務官

上記の供託金利息を受領した。

昭和 年 月 日

受取人氏名印 (代理人による受け取る場合は
人の印に代りて代理人の氏名住所印)

福岡法務局 飯塚支局 御中

記載上の注意 ①印の欄は印を押しなさい。

第二十八号書式

受	付	印	日	月	年	印

供託金利息請求書

供託番号 昭和 年 度 金 第 号

供託金額

上記供託金に対する昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までの利息を請求する。

昭和 年 月 日

請求者氏名住所印 (代理人による請求のときは本人の
印をかえて代理人の氏名住所印)

福岡法務局 庶務支局 御中

貸付金 額

上記の利息の払戻を認可する。

昭和 年 月 日

法 務 局

法務事務官

上記の供託金利息を受領した。

昭和 年 月 日

受取人氏名印 (代理人による受取の場合は
印をかえて代理人の氏名住所印)

福岡法務局 庶務支局 御中

記載上の注意 各付の欄に記述を要しない。



第二十八号書式

交付	期日	利息	元金	利息

供託金利息請求書

供託番号 昭和 年度金第 号

供託金額

上記供託金に対する昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までの利息を請求する。

昭和 年 月 日

請求者氏名住所等 (代理人による請求のときは本人の
印を添えて代理人の氏名を附す)

福岡法務局 飯塚支局 御中

預利息金額

上記の利息の払戻を認可する。

昭和 年 月 日

法務局

法務事務官

上記の供託金利息を受領した。

昭和 年 月 日

受取人氏名 (代理人による受取の場合は本人の
印を添えて代理人の氏名を附す)

福岡法務局 飯塚支局 御中

記載上の注意 空欄の欄は記入を要しない。

[illegible]

全託僕物害嫌

日吉護国寺

[illegible]